

「茨城県 L P ガス料金負担軽減支援事業」について

L P ガス販売事業者の皆さまへ

○ L P ガス料金上昇の影響を受ける県内一般家庭の負担軽減策として、L P ガス販売事業者を通じて使用料金の値引きを行い、利用世帯を支援する事業を実施することとしました。

○ 本事業につきましては、令和5年2月10日から受付を開始します。

1 値引きの実施・・・対象世帯1回500円

(例) ・税抜き6,000円の場合：6,000円(元値) - 500円(値引き分) = 5,500円
消費税 550円
利用世帯への請求額 6,050円

・県から事業者へ500円支払う

2 値引き額の明示・・・値引き額を表示した検針票や別紙のコピー・写真(スキャン)を提出

○ 事業者の皆さまにおかれましては、地域のエネルギーとして重要な L P ガス料金の負担を直接的に軽減するという本事業の趣旨を御理解いただき、御協力賜りますよう、お願い申し上げます。



L P 販売事業者がこの支援金を受けるには次の手続きが必要です

- ① 受付(エントリー)・・・2月10日から3月20日
- ② 実績報告・・・事業完了(値引き実施)後、30日以内に提出
- ③ 支援金支払い・・・実績報告確認後、翌月末までに支払い予定

※詳細は裏面参照

支援の仕組み



L P ガス販売事業者

500円値引き



県内利用世帯

値引き分を
事業者へ補填



一世帯500円支援
(対象期間内1回のみ)

事業概要

項目	内容
支援対象	L P ガス販売事業者
支援内容	
①値引き原資の支援	500円×対象世帯（各世帯1回のみ）
②実施のための経費支援	500世帯未満の場合2,000円（500世帯以上の場合3,000円）
対象期間	令和5年2月使用分または3月使用分のいずれかで、対象世帯1回500円の値引きを実施 （実施例）・2月使用分=2/7～3/7使用：3/7検針分 ・3月使用分=3/7～4/7使用：4/7検針分 ※検針日は事業者により異なります
受付（エントリー）	令和5年2月10日（金）9時から令和5年3月20日（月）17時まで
提出方法	電子メールまたは郵送、持参による
実績報告	事業完了（値引き実施）後、30日以内に提出
支援金の支払い	実績報告確認後、翌月末までに支払い予定（令和5年6月末日まで）
値引きの明示	検針票や別紙などに値引き額を明示 （記載例）「茨城県の支援で500円が値引きされています」

<本事業へ参加いただいた事業者につきましては、県のホームページに掲載します>

申請手続等について

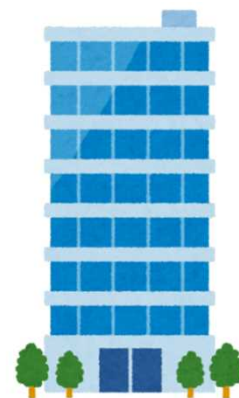
具体的な申請手続等については募集要領を参照してください。募集要領の入手にあたっては直接お問合せいただくか、2月10日以降に県のホームページをご確認ください。

※県ホームページ「産業保安室からのお知らせ」に掲載予定

URL <https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/shobo/sangyo/info/sangyohoan/sangyohoan.html>

提出方法イメージ

1 電子メールによる提出



2 郵便による提出



3 持参による提出



【お問合せ先】

茨城県 防災・危機管理部
消防安全課 産業保安室

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

電話：029-301-3594 FAX：029-301-2887

メール：sangyohoan@pref.ibaraki.lg.jp